入　札　説　明　書

静岡県富士山世界遺産センターで使用する電気に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書等によるものとする。

１　公　告　日　　令和８年１月６日

２　入札執行者　　静岡県知事　鈴木　康友

３　担 当 部 局　　〒418-0067　静岡県富士宮市宮町５番12号
静岡県富士山世界遺産センター　企画総務課
電話番号　0544-21-3776

４　調達する産品等

⑴　入札番号　　富世企第111号

⑵　調達する産品　　令和８年度　静岡県富士山世界遺産センターで使用する電気

⑶　電気の種類等　　別紙仕様書のとおり
※「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が100％を満たすこと。

⑷　電気方式　　交流３相３線方式

⑸　受電電圧　　6,000ボルト

⑹　計量電圧　　6,000ボルト

⑺　標準周波数　　50ヘルツ

⑻　契約電力　　当月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とする。

⑼　契約期間

a．需給開始日　令和８年４月１日午前０時00分

b．契約期間　　令和８年４月１日午前０時00分から令和９年３月31日午後12時00分まで

⑽　予定使用電力量　（令和８年４月から令和９年３月までの使用量見込み）
630,000kWh

⑾　契約期間の電力消費計画
別紙１のとおりとする。
なお、力率は100%とする。

⑿　過去３年間の電力消費実績
別紙２のとおり

５　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

⑴　公告日までに電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

⑵　入札参加資格審査期日までに静岡県が発注する物品購入等に係る競争入札参加資格（営業種目68その他）を有している者であり、かつ、この入札参加資格確認通知を受けている者であること。

⑶　特別高圧または高圧の需要家への電気の供給実績があること。

⑷　静岡県電力の調達に係る環境配慮方針（令和７年11月４日改正）第６条に基づく判定の

結果、基準点数以上である旨の判定結果通知を受けた者であること。

⑸　「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が100％を満たす電力の供給が可能であること。

⑹　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。

⑺　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

⑻　入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定の時までの期間に、静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。

⑼　次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ　個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ　法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、材料又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

６　入札参加資格確認等

⑴　本入札に参加を希望する場合は、次により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を作成のうえ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア　提出期限　令和８年１月21日（水）午後５時00分まで

イ　提 出 先　上記３に同じ

ウ　そ の 他　申請書及び資料は、各１部及び長形３号封筒（簡易書留料金を含む切手460円貼付）を併せて申込先に持参又は郵送（簡易書留に限る。）することとし、電送によるものは受付しない。

⑵　入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和８年１月23日（金）までに通知する。

⑶　申請書は、別記様式１により作成すること。

⑷　資料は次によるものとする。

ア　入札参加資格確認申請書（別記様式１）

イ　静岡県が発注する物品購入等に係る競争入札参加資格審査結果通知書（営業種目68その他）の写し

ウ　小売電気事業者の登録を受けていることを証明する書類の写し（電気事業法第２条の２の規定による。）

エ　特別高圧または高圧需要家への供給実績及び供給可能量が確認できる書類（写し可）

オ　静岡県電力の調達に係る環境配慮方針に基づく判定結果の写し

カ　「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が100％を満たす電力の供給が可能であることを示す書類（電力調達の計画書、再生可能エネルギーメニュー一覧等）

７　その他

⑴　申請書及び資料の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。

⑵　入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

⑶　提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑷　提出された申請書及び資料は、返却しない。

⑸　提出された申請書及び資料は、公表しない。

⑹　申請書及び資料に用いる言語は日本語に限る。

８　入札資格がないと認めた者に対する理由の説明

⑴　入札資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

⑵　(1)の説明を求める場合には、令和８年１月27日（火）までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。

⑶　入札執行者は、説明を求められたときは、令和８年１月28日（水）までに説明を求めた者に対して、書面により回答する。

⑷　(2)の書面の提出先は、上記３に同じとする。

９　設計書、仕様書及び入札書の交付

設計書、仕様書及び入札書の交付を次のとおり行う。

⑴　交付期間　　令和８年１月６日（火）から令和８年１月21日（水）まで
　　ただし上記３での配布を希望する場合は、午前９時30分から午後５時00分まで

⑵　交付場所　　上記３及び静岡県富士山世界遺産センターホームページ（https://mtfuji-whc.jp）

⑶　交付方法　　無料で直接配布する。
　　（郵送による配布を希望する者は返信用切手320円分を貼付した返信用封筒（定形外Ａ４サイズ）を上記３まで送付すること）

10　仕様書等に対する質問受付期間及び回答書縦覧期間等

⑴　質問受付期間　　公告の日から令和８年１月14日（水）までの午前９時30分から午後５時00分まで

⑵　質問提出方法　　静岡県富士山世界遺産センター企画総務課メールアドレス（mtfuji-whc@pref.shizuoka.lg.jp）へメールで提出すること。

⑶　回答書縦覧期間　令和８年１月15日（木）から令和８年１月20日（火）まで

⑷　回答書縦覧場所　静岡県富士山世界遺産センターホームページ

11　入札

⑴　入札執行日時　　令和８年１月29日（木）午前10時00分

⑵　入札執行場所　　静岡県富士宮市宮町５番12号

⑶　入札の方法　　持参または郵送による。入札書（別記様式２）、入札書別紙（別記様式３）及び月別計算書（別記様式４）を提出すること。詳しくは入札書封緘方法を参考とすること。

⑷　入札書に記入する入札金額は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、配布した資料を基に積算した年額(消費税及び地方消費税の課税業者は、同税分を含んだ額)に110分の100を乗じて、1円未満を切り捨てた金額を記載すること。

　なお、入札金額は月別計算書の太枠計に110分の100を乗じて、1円未満を切り捨てた金額と等しくなるように記載すること。

⑸　各々の例を参考にして、入札書、入札書別紙及び月別計算書を作成すること。

⑹　燃料費調整は、需要場所が電力供給区域に含まれる旧一般電気事業者の適用する燃料費調整単価により調整すること。

　なお、燃料費調整については、入札金額の算定にこれを含まないこと。

　同様に、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金」も、入札金額の算定にはこれを含まないこと。

⑺　入札執行回数は２回を限度とする。

⑻　入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状（様式任意）を持参させなければならない。

⑼　入札を辞退するものは、入札辞退届（入札心得別紙）を入札書類に替えて提出すること。

　提出方法は入札書類に準ずること。

⑽　入札者は提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

⑾　入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

⑿　郵送の場合の入札書の受領期限

　令和８年１月28日（水）午後５時00分まで（簡易書留に限る。）

　電送による入札は認めない。

⒀　入札書の二重封緘について

　入札書、入札書別紙及び月別計算書を封緘した封筒をさらに別の封筒に封緘し郵送することとする。

12　開札

⑴　開札は入札の終了後、直ちに当該場所において入札者を立ち会わせて行う。

⑵　入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせる。

13　入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

⑴　公告等に示した入札参加資格を満たしていない者のした入札

⑵　委任状を持参しない代理人のした入札

⑶　所定の日時、場所に必要な書類を提出しない入札

⑷　記名押印を欠く入札。代理人の行った入札の場合は代理人の記名押印を欠く入札

⑸　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

⑹　金額を訂正した入札

⑺　談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札

⑻　同一事項の入札について２以上を入札した者の入札

⑼　同一事項の入札について自己のほか他人の代理人を兼ねて入札した者の入札

⑽　同一事項の入札について２以上の代理人をした者の入札

⑾　前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

14　落札者の決定方法

⑴　予定価格の範囲内で、最低の価格となる有効な入札をした者を落札者とする。（ただし、契約は落札額を構成する単価で行う。）

⑵　落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、入札執行事務に関係ない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

15　入札保証金及び契約保証金

免除

16　契約書作成

⑴　契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

⑵　落札者が需給開始日以前に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

17　異議の申立て

入札した者は、入札後、入札説明書、設計書、仕様書及び契約書式等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

18　支払方法

毎月支払いを行う。

19　資格審査に関する事項

資格審査に関する照会先は、上記３に同じとする。

20　再度入札

予定価格の制限に達した価格のないときは、令和８年２月３日（火）午前10時00分より再度入札を実施する。

再度入札を実施する場合は、令和８年１月29日（木）までに静岡県富士山世界遺産センターから各入札参加者に連絡する。

郵送の場合の入札書受領期限は令和８年２月２日（月）午後５時00分までとする。（簡易書留に限る。電送による入札は認めない。）

その他入札条件は、同上。

21　その他

⑴　この入札による契約は、当該調達に係る令和８年度静岡県一般会計予算の成立を条件とす

る。なお、契約締結日は令和８年４月１日とする。

⑵　入札参加者は、契約書式及び仕様書を熟読のうえ、入札しなければならない。

⑶　契約書式、仕様書は、上記３及び静岡県富士山世界遺産センターホームページで配布するものとする。

⑷　入札説明書及び入札公告と物品心得書の規定が異なる場合は、入札説明書及び入札公告の規定による。

⑸　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑹　その他詳細及び不明の点については、静岡県富士山世界遺産センター企画総務課（電話番号0544-21-3776）に照会すること。